

韓国家族法とその改正について

一 はじめに

韓国家族法は、日本民法と同様に、民法典に、「第四編親族」、「第五編相続」として定められているが、この家族法に関する改正案が一九八九年二月一九日に韓国第三代定期国会を通過し、一九九〇年一月二三日に公布され、一九九一年一月一日から施行されている。

韓国民法は一九六〇年一月一日に施行されて以来、これまで形式的には六度の法律改正があつたが、その中で二度の改

韓国家族法とその改正について（金）

金 キム

壽 チユ

洙 ス

正は、家族法に関するものであつた。⁽¹⁾ 前回の一九七七年の改正も小きくない改正であつたが、一九九〇年の改正は、これまでのいずれの改正と比べても、その改正内容において、大規模でしかも重要な法律改正になっており、内容的にも革新的なものが多く、これによって韓国家族法は相当刷新されたといえよう。そこで、韓国内においても、今回の改正については、「大改正」、「画期的な改正」、「一大変革」さらには「革命的」な改正などといわれている。

改正家族法の要点は、両性平等の実現と相続としての戸主

制の否定にあるといえる。

本稿では、家族法改正の内容を紹介する前に、韓国の家族法の特徴と今回の改正経緯について簡単に述べることにする。

二 韓国家族法の特徴

現行家族法は、個人の尊厳と両性平等を定める憲法の下で制定されたものであるが、その基本理念ないし思想は中国から伝来された宗法制に由来したといえる。この宗法制は、中国の西周（B・C・一一二二年）から春秋に至る時代に起源をもち、儒教の中で確立されてきたもので、祖先祭祀を中心とした男系血族の結合体として、その宗族を統率する組織法であって、主に支配階級において適用された。元来、「宗」とは、祖先の像や位牌を安置して祖先の霊を鎮め祭る祖廟を意味したが、その後、祖先の祭祀を主宰し宗家（本家）となつて分家を統率するものの意味に（それを宗家ともいう）、その後さらには、同宗の人々、すなわち男系血統によつて結合された同族組織、すなわち「宗族」を現すようになった。⁽²⁾このように、宗は男系血統で結ばれる同族集団を単位に作られるが、ここにいう男系血統は、父系の中でも男子を通じてのみ次世代に承継されていくのであって、女性を通じての承継は認め

られなかった。

宗法の特徴は、①父系的、②父権的、③父治的、④族外婚、⑤長子相続制である。

このような宗法制度は、統一新羅時代（六六八—九一八）に朝鮮に伝来したが、高麗時代（九一八—一三九二）には、朝鮮社会に定着せず、朝鮮（李朝）時代（一三九二—一九一〇）になつて、朝鮮社会に定着するようになった。すなわち、李氏王朝は、儒教を国教にすることに よつて、儒教思想と密接に結びつく宗法制度も、支配階級を中心にして定着していったのである。

しかし、朝鮮には、中国の宗法制がそのまま、定着されたわけではなく、旧来の朝鮮の伝統的家族制度との融和調整によつて、朝鮮の家族制度が確立されたのである。例えば、異姓不養⁽⁴⁾は同姓同本不婚制度と比べて見るとその定着度がかなり弱く、そのまま適用されたものではなかった。それは、異姓の者を養子にする異姓収養制度を富豪者が使用人あるいは奴婢を受け入れる際に利用したという事実、あるいは、現実に異姓養子を同居・養育していく中に情が移り事故の老後を委ねることになり、結局その異姓養子に自己の子とほぼ同一の地位を認め、実質的には、家系を承継させた事情などがそれをよく物語っている。⁽⁵⁾

このような理念を持つ家族制度を基礎に韓国家族法が制定されたわけであるが、その理念が韓国家族法に具体化された規定を取り上げて見ると次のようなものである。

(1) 姓不変の原則

韓国においては、昔から(統一新羅以前)漢字の姓を使い、それは、父系血統の標識として機能をしている。姓はこのように、父系血統を対外的に表章するものであるから、血統が一生を通じて変わることがないように、姓も一生を通じて変わることがない。これを姓不変の原則という。韓国においては、姓とともに、始祖の発祥地の地名である「本」というものを姓に付着して代々承継されていくようになっていた。そこで、姓と本を同じくすれば、同一の宗に属するものと一応認める。

韓国の家族法には、「子は、父の姓及び本を継いで父の家に入籍する」という規定があつて(民法七八一条一項、姓及び本の創設は父母の知れない子に限って家庭法院の許可を得てすることができることになっている。そして、姓及び本の変更に、家庭法院の許可を得て姓及び本を創設した後、父または母が分かつたときに限って、父または母の姓及び本を継ぐことによって可能である。このように、現行法においても、姓不変の原則は承継されている。これは、韓国の家族法が父

系血統主義を採択している証拠である。

(2) 男子優先の戸主承継制度

韓国家族法には、戸主制度というものがあつて、家族の代表といえるものである。したがつて、戸籍を編製する場合、戸主を基準として家別にすることになっている(戸籍法八条)。韓国民法が戸主という制度を設けた目的は、前述の祖先祭祀や血統の承継ないし永続性といったことを具体化するためのものである。そこで、一九九〇年の民法改正前には、戸主は祖先祭祀主宰者たる地位につき(旧九六条参照)、戸主の地位は長男が第一順位に相続することになっていた(旧九八四条)。そして、その長男は、戸主相続権を放棄することができず(旧九一条)、分家をすることも去家することもできなかった(旧七八八条・七九〇条・八七五条)。このようにして、祖先祭祀の主宰者を確保しようとしたのである。しかし、一九九〇年の改正によつて、戸主は必ずしも祖先祭祀の主宰者たる地位を継ぐ者ではなくなり、戸主の長男は、分家することも去家することも、さらには本家の系統を承継する他は他家の養子になることもできなかった規定をすべて削除することによつて、それらの制約がなくなった。また戸主承継の放棄も認められることになつた(民法九一条)。その上に、戸

主の権限が大幅に縮小された。⁷⁾したがって、戸主制度の法律的意义は殆んどないといえる状態にあるのが現状である。それにも拘らず、戸主承継制度が今回の改正によっても残ったのは、韓国における家族制度の理念を保つためであるといえる。

(3) 同姓同本不婚制度

韓国においては、同姓同本は父系血統を同じくする者、すなわち同宗の者であるから、その間の結婚は避けるべきであるとしている。そこで、民法において、「同姓同本である血族の間では、婚姻をすることができない」(民法八〇九条)と規定している。このように、親等に関係なく同姓同本の血族であれば、互いに婚姻するのを禁ずる理由は、近親婚禁止とはその趣旨が異なるものであって、宗法制を維持するのにその目的がある。

韓国においては、従来からこのような制度を持っていたわけではなかった。同姓不婚の原則は、中国にその起源を持っているのであって、周時代に始まって、漢時代において確立されたといわれている。唐代以降にあっては、その違反者に対して刑罰を科することになった。明律には、「凡同姓為婚者各杖六十離異」という規定がある。新羅においては、階級的内婚制が盛行されたし、高麗時代においても、新羅時代の制

度を踏襲して階級的内婚制、同姓婚及び近親婚が行われた。¹⁰⁾また、李朝時代の法典である経国大典にも始めは同姓同本の婚姻を禁ずる規定がなかった。これは、朝鮮社会において、同姓同本不婚制度が定着していなかった理由であると推論する見解もある。¹¹⁾しかし、李朝においては、明律を適用して同姓婚を厳禁したものと解すべきであろう。¹²⁾このように、韓国における同姓同本不婚の原則は、昔から確立されたものではなく、李朝時代に至ってようやく確立されたのである。

この規定は婚姻の自由を侵害するものとして、一九七七年改正の際も強く廃止が叫ばれたもので、今回もその廃止を強く主張したものであるが、今回も本会議に提案された「代案」の中に組み込まれることもなく終わった。この制度は、李朝時代において確立されたものの、五百年の歴史をもつ制度として、儒教を信奉する保守派・儒林といわれる人々を中心にして根強く支持されているのが現状である。

三 改正の経緯

韓国家族法は、上に述べたような伝統的家族制度の理念を前提に制定されたため、施行以来、このような身分関係における男女不平等は、婚姻と家族生活につき「人間の尊厳と両性の平等」に基づいて営まれることを理念とする憲法の規定

に背馳するという理由で、学界あるいは各種の民間団体によりその改正が主張されてきた。

特に一九七三年の汎女性家族法改正促進会の結成により、改正運動は大きな展開を示し、同促進会の依頼により五名の学者によって作成された改正案が一九七五年に、国会議員によって国会に提案された。¹³⁾その内容は、家族法全般に及んでいたが、保守派を中心とする改正反対派の根強い抵抗に会い、提案から二年後の一九七七年末に至り、ようやく国会法制司法委員会でのわずか九日間の審議の後、改正案を大幅に修正した同委員会の「代案」¹⁴⁾が作成され、結局、それによって民法改正が行われたのである。ここでは、成年に達すれば親の同意なしに自由に婚姻できること、未成年が婚姻すれば成年に達したものと看做すこと、夫婦財産制において従来からの帰属不明財産の夫所有推定を夫婦共有推定とすること、協議離婚の際に家庭法院の確認を得ること、親権は父母の共同行使とすること、未婚女子の相続分や配偶者の相続分を改善すること、さらには遺留分制度を新設すること等の改正が行われた。

一九七七年の改正が当初の改正案に比べて内容的に極めて不満足なものであったため、家族法改正運動はその後も続けられていった。一九九〇年の改正は、一九八八年一月七日、

金長淑議員はか一四七名の議員が国会に新たな改正案を提案、発議したことに始まる。この改正法案は、一九七七年改正の際に提案された改正案を土台にして、私が作成したものである。¹⁵⁾この改正法案は、国会の法制司法委員会がつくられて、同小委員会がその改正法案の審議を行った。しかし、ここでも、一九七七年の改正当時と同様に改正作業は順調に進まなかった。そこで、私は今回の定期国会でも通過する見込みがないものと思い、烈しい論調で、国会が家族法改正に真面目に取り組んでいない点を指摘しながら、去る総選挙において与党と野党がこぞって家族法改正をうたっていたことから、これは公約違反であると批判したのであった。¹⁶⁾

国会法制司法委員会は、ようやく一二月八日に、六人の専門家から同法案に対する意見を聴取し、一〇日後の一二月一八日、同委員会は、法案審議小委員会の審議結果をもとに同法案を審査して、結局、同法案を本会議に付議しないことにした。その代わり、同法案を修正した同委員会の「代案」が提出され、翌日一九日、その「代案」が国会を通過し、改正法が成立した。このような慌ただしい法改正のため、今回の改正の中には、立法上のミスが若干存在している。¹⁸⁾

このように、今回の改正も、一九七七年の改正と同様に、議員から提案された改正原案が委員会において「代案」にと

って代わられ、結局その「代案」によって法律改正が行われた。

民法という基本法の改正がこのような形で行われたことについて、私は、政府自らがこの問題にもっと大きな関心を持つて社会の実情に則した法をつくるよう努力すべきであると、政府の態度を批判した。¹⁹⁾

四 改正の内容

(1) 今回(一九九〇年)の改正は、遺言や遺留分を除いた家族法全般にわたっている。すなわち、親族関係に関するもの、戸主制度に関するもの、婚姻に関するもの、親子関係に関するもの、そして相続制度に関するものである。このように、改正の内容は大規模かつ内容的にも重要な法律改正となっている。

韓国家族法の改正については、日本において、すでに数編の論文が発表されているので、概略的な紹介は意味を持たなくなつた。そこで、本稿では、面接交渉権、親権、相続人の範囲、法定相続分に絞つて説明することにする。

(2) 面接交渉権

改正法は、離婚後「子を直接養育しない父母の一方」に「面接交渉権」を新たに認めた(民法八三七条の二)。この制度は、

韓国においてあまり論じられてきたものではないが、今回の改正に際して、ヨーロッパ諸国の家族法の立法例に倣い、改正法案が積極的にそれを取り入れ、条文の新設を提案したものを、「代案」が採択したものである。韓国の面接交渉制度は特にドイツ民法の制度の影響を受けているといえよう。²⁰⁾

この制度が新設される以前にも、離婚後の子の養育責任を規定する八三七条を根拠に改正前の民法下にあつても解釈論として面接交渉権が認められるという見解があつた²¹⁾、またこれを認める判決もすでにあつたのである。

その判決の要旨は次の通りである。原告X(妻)と被告Y(夫)は夫婦であつたが、XがYを相手方として、離婚及び慰謝料を請求しながら、XとYの間に生まれた子Aの養育者をXに指定してくれるようソウル家庭法院に養育者指定請求をした。これに対して、ソウル家庭法院は、Xの請求を認めて、離婚及び慰謝料を認容し、またXをAの養育者として指定した。しかし、Yはこれに不服として、ソウル高等法院に控訴したのである。これに対して、ソウル高等法院は、原審判の離婚及び慰謝料部分に関する被告の控訴を棄却し、原審判の養育者指定部分を次のように変更した。「請求人(原告)を請求人と被請求人(被告)の間で生まれた訴外Aの養育者として指定するが、被請求人はAが成年に達するまでその住所でA

が通う学校の休業期間である毎年一月と八月の初めの日曜日から土曜日まで一週間をAと同居し、毎月三つ目の日曜日に被請求人が請求人の住所地にAを訪問する。また毎年お正月と秋夕(陰暦八月一五旦)には、Aを被請求人の家に送り、茶礼(祖先に対する祭祀)と墓参りに参れさせる。」⁽²⁴⁾

保護と養育をしていない親であつても、自分の未成年の子と接触して順調な成長を見守りたいと望む心情は親としての自然の情であるから、そのような接触の機会を親から奪うのは、苛酷なことといえよう。しかし、今日親子法の理念が「子の福祉的性格」を強調している以上、親の主観的主張のみを考慮するのも困る。そこで、面接交渉権を問題にする場合には、子の福祉という観点をまず考えなければならぬであらう。

面接交渉権の法的性質については、いろいろな見解があり得るのであるが、私は、この権利は、本質上親に与えられた固有の権利(自然権)でありながらも、その具体的内容は養育に関連する権利(民法八三七条)として実現されるものと考ええる。他方、この権利はどこまでも子の福祉という観点をまず考慮すべきであるから、同時に子の権利でもあると考えるべきであらう。

面接交渉権を規定する八三七条の二は、離婚後の子の養育

責任を規定する八三七条の特別規定と解すべきである。⁽²⁶⁾したがって、例えば面接交渉権の行使方法と範囲については、八三七条によりまず父母の協議によつて定めるべきである(民法八三七条一項)。このような協議が調わないかまたは協議することができない場合には、当事者の請求によつて、家庭法院が定めることになる。家庭法院において面接交渉の方法と範囲を決定するに当たつて、如何なる基準によるべきかが、問題である。この基準は、子の福祉という観点をまず考慮しながら、客観的にもっとも妥当な基準によつて定めるべきであらう。⁽²⁷⁾ 具体的な基準は法院の判決の積み重ねに待つ他はないと思われるが、すでに面接交渉権を規定している諸国の先例を参考しながら、韓国の実情に適合した基準を呈示すべきであらう。学者と実務家の研究が期待されるところである。しかし、一旦定められた(協議であれ、家庭法院の決定であれ)面接交渉の方法と範囲も、子の福利に反する状況が生じたときには、当事者(親権者または養育者)の請求によつて、家庭法院は、面接交渉を制限するか、または、場合によつては、面接交渉自体を完全に排除してしまふ決定をすることができ(民法八三七条の二第二項)。

八三七条の二の規定は、裁判上の離婚に準用されるし(民法八四三条)、また婚姻の取消しまたは認知によつて父母中一方

が親権者になる場合にも準用される(家事訴訟法二条一項ヲ類事件三号)。この規定は事実婚姻解消の場合にも類推適用されるべきであると考ええる。

(3) 親権

(a) 民法制定当時は、親権に関する規定は父権中心の家父長的なものであった。すなわち、親権者は、未成年者と同じ戸籍にある父が第一次になり、父がないかまたは親権を行使することができない場合に限り、第二次に未成年者と同じ戸籍にある母が親権者になるようになっていた。したがって、父母が離婚して、母が父の戸籍を去った場合、父が死亡した後、母が実家に復籍し若しくは再婚をしたときは、その母は前婚姻中に出生した子の親権者となることができなかつた(旧九〇九条)、しかし、この規定は、一九七七年の改正の際に、両性平等の観点から、父の単独親権から父母の共同親権に改められた(旧九〇九条一項本文)。しかし、父母の意見が一致しないときは父が単独で行使でき(旧同項但書、従来の通り、離婚後の母は婚姻中の子の親権者になりえず(旧同条五項)、さらには婚姻外の子については、嫡母が生母に優先して親権となる(旧同条二項三項)など、実質的には父優先ないし男系血統中心の親権制度であった。今回、これらの点がすべて改正された。すなわち、未成年の婚姻中の子に対しては、父

母が婚姻中であるときは、父母が共同で親権を行使し、その間で意見が一致しない場合には、当事者の請求により家庭法院がこれを定めることにし、父母が離婚した場合には、父母の協議により親権を行使する者を定め、協議をすることのできない場合あるいは協議が調わない場合においては、当事者の請求により家庭法院がこれを定めることになったし、(民法九〇九条一項二項三項)。また、父に認知された婚姻外の子に対しても、離婚の場合と同じく父母の協議により親権を行使する者を定め、協議をすることができないかまたは協議が調わない場合には、当事者の請求によって家庭法院が決定することにした(同条四項)、さらに、親権者を変更する必要がある場合も同様である(同条四項後段)と改められた。

(b) 父母が離婚した場合の親権者について立ち入って説明することにする。

(i) 父母の協議によって親権を行使する者を定める場合、父母の一方を親権者と定めることもできるが、共同で親権を行使することに定めることもできると解される。日本民法においては、父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定めなければならないことになっており(日本民法八一九条一項)、また、裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の一方を親権者と定めることができることとな

っている(同条二項)。したがって共同親権は認めていないのが現状である。しかし、今欧米の傾向は、単独親権から共同親権の方に傾いている。例えば、ドイツにおいては、日本と同様に、離婚後は単独親権とされていたが、このような単独親権について例外を認めない処置は、一九八二年一月三日の連邦憲法裁判所の判決によって、基本法六条二項(親の權利)との関係で違憲とされて、その規定は無効となっており、一定の条件(父母の共同監護の意思、父母の完全な教育能力、単独監護とすべき理由の欠如、父母が離婚後も共同で親の責任を果たしうること)についての裁判官の確信⁽³⁰⁾を満たせば、離婚後の共同親権も可能になった。また、フランスも、一九八七年七月二日の法律による最新の改正によって、子の監護や子との同居とは別個に親権の共同行使が可能になった(「民二八六条以下参照」)。アメリカでも、一定の場合に共同監護(joint custody)を命じることができるとする州が増え、現在では、三六州で認められるようになった⁽³¹⁾。スウェーデンの一九八三年の改正親子法においても共同親権を原則としており、父母がその解消を望む場合に、裁判所が認めれば、共同親権が解消される(スウェーデン親子法第六章三条参照)。すなわち、裁判所は、父母の一方または双方が請求しないかぎり、離婚後の親権に関する決定をする必要がなく、父母が単独親権を

請求しない場合には、自動的に父母が共同して親権を行うことになっている⁽³²⁾。

(iii) 協議離婚をする場合に、親権を行使する者が定められた場合には、離婚申告書に記載しなければならない(戸籍法七九条一項六号)。裁判上の離婚の場合は、家庭法院が未成年者である子の親権を行使すべき者に関して、父母に予め協議するよう勧告しなければならぬ(家事訴訟法二五条)。明文の規定はないけれども、協議離婚をする場合にも、家庭法院は、離婚意思確認の際に、父母に対して、親権を行使すべき者を定めるよう勧告すべきであろう。

協議離婚また裁判上の離婚において父母が親権者指定に関する協議の勧告に応じない場合と離婚後生まれた子に対しては親権者の指定がないことになるから、一応父母双方が共同親権者になると解すべきである。

(iii) 婚姻が無効になるか又は取り消された場合には、民法には規定がないが、家事訴訟法二五条によって離婚の場合と同様に取り扱われる。

(iv) 離婚後、単独親権者であった者が死亡した場合に、実務の取扱いは、親権行使者として指定されていなかった父または母が親権を行使することになっている。しかし、私見によれば、一応後見が開始されるべきであると考ええる。なぜな

らば、例えば、単独親権者が父であつた場合、その父が死亡したとき、実務の取扱ひによれば、すでに他の者と再婚して子をもっている母が当然親権を行使する者になるわけであるが、このような場合、再婚した夫の反対とか、いろいろな理由で親権行使者としては適当でない場合がありうるはずである。勿論この場合、母が親権を辞退することができれば日本民法においては、可能である（八三七条）、問題は解決されるのであるが、韓国民法においては、親権者が、正当な事由があるとき、家庭法院の許可を得て、その法律行為の代理権または財産管理権を辞退することは、できるけれども（民法九二七条参照）、親権自体は辞退できないようになっているので、未成年者の保護という面からは、一応後見を開始させるのが適当であると考えるのである。このように、後見が開始されることになる、まず、親権行使者である父が死亡前に遺言によつて後見人を指定した場合には、指定された者が後見人になるが（民法九三二条）、遺言による指定がない場合には、母が後見人になる（民法九三三条）。後見人になった母は、正当な事由があるときは、家庭法院の許可を得て、これを辞退することができる（民法九三九条）。母がその子を保護することが可能な場合に、親権者として保護を望むときには、九〇九条四項後段を準用して、母を親権者に変更するよう家庭

法院に請求できると解すべきである。

(c) 婚姻外の出生子の親権者について、立ち入って説明することにする。

(i) 父の認知によつて、父母が協議で親権を行使する者を定める場合、父母の一方が親権を行使することに定めることもできるが、父母双方が共同で親権を行使することに定めることもできると解すべきである。婚姻外の出生子の父母が事実婚姻係にある場合には、共同親権が自然的であるのは言うまでもない。この点、日本民法では、「父が認知した子に対する親権は、父母の協議で父を親権者と定めたときに限り、父がこれを行う」（八一九条四項）と規定することによつて、父母の一方のみが親権者になることになっているが、父母が事実婚とかそれに準ずる関係にある場合は、共同親権を認めるのが、現実的であろうと考える。

婚姻外の出生子の父母が親権行使者について協議することができない場合（例えば、意思能力がない場合）あるいは、協議が調わない場合には、当事者の請求によつて家庭法院が定める（民法九〇九条四項）。親権者が定められた場合には、認知申告書にその事実を記載してその内容を証明する書面を添附すべきである（戸籍法六〇条）。

父母が協議しない場合、父母中だけが親権者になるかが、

解釈上問題になるが、九〇九条二項に準じて、父母双方が親権者になると解すべきであろう。

(ii) 父の認知後、単独親権者であつた者が、死亡した場合、実務の取扱いでは、離婚の場合と同様、親権行使者として指定されていない父また母が親権を行使することになっている。

私見では、この場合にも、離婚後、単独親権者であつた者が死亡したときと同様にまず後見が開始されると解するのが妥当であろうと考える。その理由は、前述の通りである。

(d) 養子は養父母の親権に服する（民法九〇九条五項）。養親の一方が法律上・事実上親権を行使することができない場合または養親の一方が死亡した場合に、それぞれ他方の単独親権に服しなければならないのは、婚姻中の出生子と同様である。さらに、養親が離婚した場合とか婚姻が無効または取り消された場合に養親の協議で親権を行使する者を定め、協議をすることができないかまたは協議が調わない場合には、当事者の請求によって家庭法院が決定するのも婚姻中の出生子と同様である。

配偶者の一方（例えば、夫）が他方の子（例えば、妻の前夫の子）を養子にした場合には（民法八七四条参照）、妻は実親であり、夫は養親ということになるが、この場合、両者の親権が衝突するという場合ではないから、夫だけが親権者になる

のではなく、夫婦が共同して親権を行使すると解すべきであろう。九〇九条二項はこのような場合を当然含めていると解するのが妥当であると考えからである。

養父母がともに死亡などの理由により、親権を行うことができなくなったときは、実親の親権が回復するのではなく、後見が開始されると解される。しかし、養父母双方が養親と離縁（罷養という）したときは、実親の親権は復活する。

(e) 離婚または婚姻取消後、父母中一方が親権者になるか、または父母中一方が父の認知を得た婚姻外の出生子の親権者になった場合、子の利益と福利のために必要であると認めるときは、父母が協議して親権者を変更することができるし、協議ができないかまたは協議が調わない場合には、当事者の請求によって家庭法院が親権者を他方に変更する決定をすることができる（民法九〇九条四項後段、家事訴訟法二条一項マ類事件五号）。

(f) 一九九〇年の民法改正以前には、嫡母や継母も法律上「母」であるため（旧七七三条・七七四条）、妻は夫の婚姻外の出生子に対して嫡母として親権者になる場合があつたし、また妻は夫の前妻の子に対して継母として親権者になる場合があつたが、改正法により、嫡母庶子関係と継母子関係という法定親子関係が廃止されたので、嫡母や継母は、夫の婚姻外

の出生子や前妻の子の親権者になることができなくなった。

(4) 相続

(a) 相続法においては、一九九〇年の民法改正以前は戸主相続と財産の二本立てになっていたが、今回の改正によって、戸主相続は親族編の第八章の戸主承継として移り、相続は専ら財産相続だけを意味することとなった。相続法における主な改正点は、相続人の範囲の縮小、配偶者の相続法上の地位の両性平等的調整、法定相続分の平等、そして寄与分制度と特別縁故者への財産分与制度の新設などである。この中で、相続人の範囲と法定相続分について述べることにする。

(b) まず、従来八親等内の傍系血族まで相続人たりえた相続人の範囲が、四親等内の傍系血族までに限定された(民法一〇〇〇条一項四号)。相続人の範囲の広いことについては、かつてから批判されていたところである。現行民法施行以前の慣習では、相続人の範囲は直系卑属・配偶者・直系尊属及び戸主であって、しかも被相続人の同一の家族にあることが要件であった、戸主が死亡して戸主相続人がなくて無後になった場合には、その家族がこれを承継し、家族がないときには、被相続人の直系卑属である出嫁女子が均分相続をした。⁽³⁶⁾ 戸主または家族が死亡して、その相続人がない場合には、その遺産は近親者に帰属した。⁽³⁷⁾ 近親者がいないときには、被相続人が

住んでいた里洞(村町)に帰属したのである。⁽³⁸⁾

(c) 朝鮮(李朝)封建時代においては、遺妻は、子女が全然ない場合に限り、その一身に限って、亡夫の遺産を相続したが、祖先の家産が、他族に帰属するのを望まなかったために遺妻が死亡したときは、亡夫の本族に相続された。こういう制度の影響のためか一九九〇年の民法改正前には、配偶者の相続法上の地位は、被相続人が夫であるか、妻であるかによって異なっていた。まず被相続人が夫である場合は、妻は直系卑属と同順位で相続人となり、直系卑属がなければ、亡夫の直系尊属と同順位で共同相続人となった。これらの者がいない場合に初めて妻は単独相続人になった(旧一〇〇三条一項)。これに対し被相続人が妻である場合は、夫が直系卑属と同順位で相続人になるのは同様であるが、直系卑属がないときは、たとえ亡妻に直系尊属がいても単独相続人になった(旧一〇〇二条)。改正法はこのような夫婦間の不平等な規定を改めて、被相続人が夫であれ妻であれ、直系卑属のない場合は、死亡した配偶者の直系尊属とともに共同相続人になることになり、配偶者の直系尊属がない場合には、単独相続人になる(民法一〇〇三条一項) ことになった。⁽³⁹⁾

(d) 韓国民法においては、被相続人の直系卑属または兄弟姉妹が、相続開始前に死亡または相続缺格者になった場合に、

その直系卑属があるときは、その者が、代襲相続をする（民法一〇〇一条）。また、韓国民法においては、配偶者にも相続開始前に死亡したまたは缺格者となった配偶者を被代襲者とする代襲相続権を認めている（民法一〇〇三条二項）。一九九〇年の改正前には、妻にのみ夫を被代襲者とする代襲相続権を認めていた。この立法趣旨は、夫に直系卑属がない一方、亡夫の財産が殆んどないのに対して、夫の父母には、相当に遺産がある場合に、遺妻が夫の父母の死亡後にも生活に困ることがないように配慮したものである。しかし、この規定は、性による差別であつたため、今回改正されて、夫にも妻を被代襲者とする代襲相続権を認めた（民法一〇〇三条二項）。

配偶者は勿論法律上の配偶者でなければならず配偶者が死亡した後、再婚をしたときには、姻族関係が消滅するから（民法七七五条二項）、代襲相続権は消滅すると解すべきである。

配偶者に代襲相続権を認める立法例は日本民法を始めどの国の立法例にも見当たらない。

(e) 相続人の法定相続分については、韓国の法律において時代によって変化していることを見ることができる。朝鮮（李朝）時代には、子女の法定相続分は均分であり、祭祀を承継する長男（承重子⁽⁴⁰⁾）には祭祀条として五分の一を加給することになっていた。しかし、非嫡出子である「妾子女」

に対しては、嫡子女と比べて一定率を減給した。すなわち、妾子女は良妾子女と賤妾子女に区別され、良妾子女には嫡子の七分の一、賤妾子女には、嫡子の一〇分の一を加給することになっていた。⁽⁴¹⁾しかしながら、日帝時代には、朝鮮の慣習として報告されたところによると、戸主相続人その他の相続人が二人の場合は、戸主相続人は、遺産の三分の二を承継するのを通例とする。しかし、相続人が三人以上の場合には、戸主相続人がその二分の一を承継し、他の相続人が残余の遺産を相続するのを通例とするとなっている。⁽⁴²⁾なお、嫡子と庶子が各々一人いるときは、戸主の遺産は、嫡子（男）が三分の二以上、庶子（男）が三分の一以下を相続するのが慣例であるが、⁽⁴³⁾相続人が二人以上の場合には、庶子の相続分に対して幾分その比率を減少させるのが通例であるとされている。⁽⁴⁴⁾ここで注目されるのは、直系卑属である女子が原則として相続人から除外されると報告されていることである。朝鮮時代（李朝）において、宗法制が強化されるにつれて、實際上、女子に対する分配が法律上の相続分よりは減少したのは事実であるが、⁽⁴⁵⁾相続権が全然なくなったわけではない。そういう意味において、日帝当局の慣習報告は間違っているといえる。⁽⁴⁶⁾

民法制定当時には、戸主相続人と戸主相続人でない相続人の間に、また男子と女子の間にそれぞれ相続分の差別を設け

ていた。すなわち、財産相続人が同時に戸主相続をする場合には、相続分は、その固有の相続分の五割を加算することにして（旧一〇〇九条一項但書）。また、同順位の相続人がある場合、女子の相続分は男子の二分の一（旧一〇〇九条一項）とし、分家・養子縁組・婚姻などによって被相続人の戸籍から去った「同一家籍にない女子の相続分は、男子の相続分の四分の一」となっていた（旧同条二項）。このように、女子に対して、特に同一家籍にない女子に対して相続分上の差別をしたのは、家父長制思想に立脚したものであって、両性平等の原則に反するばかりでなく、家産の概念から脱け出ていない封建的な制度である。したがって、個人主義の相続制度の下では妥当性がない不当な立法であった。妻の相続分は、直系卑属と共同相続するときは、直系卑属男子の二分の一、直系尊属と共同相続するときは、直系尊属男子の相続分と均等であった（旧一〇〇九条三項）。しかし、一九七七年の改正によって、同順位の相続人が数人いる場合、男女を問わず均分とされた（旧一〇〇九条一項）。しかしながら、「家」ないし「家籍」というものから自由にならず、分家や婚姻などによって、「同一家籍にない女子の相続分は、男子の相続分の四分の一」とする旧一〇〇九条二項が、そのまま残った。また、戸主相続人に対する相続分の五割加算（旧一〇〇九条一項但書）

の制度もそのまま残ったのである。しかし、妻の相続分については、一九七七年の改正によって、直系卑属と共同で夫の遺産を相続する場合は、同一家籍内にある直系卑属の相続分を五割加算し、夫の直系尊属と共同で相続する場合は直系尊属の相続分の五割を加算するとされていた（旧一〇〇九条三項）。しかしながら、夫の相続分には、このような加算はなかった。一九九〇年の民法改正前には、寄与分制度がなかったため、妻の相続分を他の相続人のそれより増加させたのは、理解できるが、夫婦間に差別を設けたのは、妥当性のない規定であった。

このように、今回の改正以前には、相続分における不均分主義が残っていたのであるが、今回の改正によって、これらの点が改められ、戸主承継人に対する相続分の加算、同一家籍にない女子に対する相続分差別、夫婦間の相続分差別をすべて払拭して、その相続分が均分とされ、配偶者の相続分にも加算制度が採択された。すなわち、被相続人の配偶者の相続分は、直系卑属と共同で相続するときは直系卑属の相続分の五割を加算し、直系尊属と共同で相続するときは直系尊属の相続分の五割を加算することにした（民法一〇〇九条二項）。このような配偶者の相続分に関する立法例は韓国独特なものであって、他の国には、その例がないようである。

韓國民法においては、民法制定当時から、直系卑属が嫡出であるかどうかにかかわらず、その相続分は均分である。これについては、婚姻の純潔の要請に背馳するものであるとする反対論があるが、ヒューマニティの立場から見ても妥当な規定であるといえよう。

五 結びに代えて

以上みてきたように、今回の改正中、面接交渉権、親権、相続人の範囲及び法定相続分に絞って考察して見たのであるが、今回の改正を全体的に見れば、男系血統主義の是正と両性平等の実現を中心とした大改正であるといえるであろう。しかし、今回の改正で、なお残っている問題点がある。

その中で、最も大きな問題点は同姓同本不婚制民法八〇九条一項であるといえる。これは、一九七七年の改正の際も廃止が強く叫ばれたものであるが、かなわず、今回もその廃止案が出されたのであるが、本会議に提案された「代案」の中に組み込まれることなく終わった。この制度の不当性と不合理については、専門家によって、数多く指摘されてきたのであるが、儒教倫理を信奉する儒林といわれる保守派によって根強く反対され、今回も棚上げになった。

戸主制度が今回の改正で、戸主権限の縮小、強制相続の廃

止、養子制度の改正などによって、大きく改められ、その改革の意義は決して過少評価されるべきではないが、戸主制度廃止まで踏み切れなかったのは遺憾であった。

これら二つの制度が、韓國の家族制度の基本理念を構成している宗法制度を現実に支えているものと見るとき、今回の家族法改正も韓國の伝統的な家父長的家族制度の束縛から完全に開放されてはいないのである。

両性平等の観点からもなお若干の問題が残っている。それは、夫婦の戸籍に関して、当事者の意思に関係なく、原則として妻が夫の戸籍に入籍し、入夫婚姻の場合にのみ夫が妻の戸籍に入籍することになっていることである（民法八二六条三項）。この制度は戸主制度を維持したために残ったものである。また、従来と同様、妻の同意がなくても、夫が一方的に婚姻外の出生子を自分の戸籍に入籍させることができることである。これも、戸主制度が維持されたために残ったものである。さらに、戸主承継の順位における男子優先主義も残った。

この他に改正作業を急いだために、立法上のミスがでてきたことについてはすでに指摘した通りである。

人間の尊厳と両性平等の原則に立脚した家族法の改正がもう一度行われなければならない課題が残っている。

註

- (1) 家族法に関する第一次の改正は、法定分家制度の新設である(民法七八九条)。すなわち、戸主の直系卑属長男子は分家ないし去家が禁じられるが、戸主の家族である次男以下の男子が婚姻をした場合には、その者の意思にかかわらずなく、婚姻申告によって、自動的に分家されて、分家の戸主になり、その妻は、その戸籍に入籍することになった。
- (2) 宗法については、滋賀秀三・中国家族法の原理、諸橋轍次・支那の家族制(諸橋轍次著作集四所収)、牧野巽・近世中国家族研究、同・支那家族研究、仁井田陸・支那身分法史(以上は中国宗法制度に関するもの)、金斗憲・韓国家族制度研究(韓国の宗法制度に関するもの)参照。なお、中国と韓国の宗法制度に関しては、青木清・韓国法における伝統的家族制度について——宗法制度との関連を中心に——(名古屋大学法政論集第八七号(一九八一年三月刊))を参照されたい。
- (3) 金斗憲・前掲書八八頁。
- (4) 「異姓不養」とは父系血統の標識である姓の異なる者を養子として迎えることを禁ずるという意味である。宗にとつては、祖先祭祀主宰者の確保は至上命令であるので、それを欠くことは祖先に対しての最大な罪である。そこで、男の実子がない場合、同姓の父系血統である男子を養子として迎えなければならない。このように、宗法制の下では、養子縁組は、祖先祭祀主宰者確保のため必要な場合にのみ認められたのである。
- (5) 朴秉濠「異姓継後の実証的研究」法学(ソウル大学校法科大学)一四卷一・九二頁。
- (6) 一九九〇年の民法改正前は、「墳墓に属する一町歩以内の禁養林野及び六〇〇坪以内の墓地である農地、族譜並びに祭具の所有権は、戸主相続人がこれを承継する」と規定されていたが、今回の改正によって、この規定は削除され代わりに、「墳墓に属する一町歩以内の禁養林野及び六〇〇坪以内の墓地である農地、族譜並びに祭具の所有権は、祭祀を主宰する者がこれを承継する」という規定が新設された(一〇〇八条の三)。
- (7) 今回の改正法案(代案)提案理由の中において、戸主権は有名無実なものであると指摘されているが、戸主制度が、改正原案のように廃止はしないものの、戸主の權利・義務が大幅に縮小された。その内容を見ると、禁治産、限定治産の宣告請求権(旧九条)、入籍同意権(旧七八四条、家族に対する居所指定権(旧七八八条)、家族に対する扶養義務(旧七九七条)などが削除された。また、家族のいずれに属するか明らかでない財産の戸主所有の推定は、家族所有の推定に改められた(旧七九六条二項)。
- (8) 諸橋・前掲書六一頁、滋賀・前掲書四三頁など参照。
- (9) 中国においては、「大清改訂刑律」では、同姓不婚の規定が完全に削除された。そして、中華民国民法においては、傍系血族八親等以内に限っては婚姻を禁止している(中民法九八三条)。
- (10) 朴秉濠・前掲論文七三頁・七五頁。高麗史卷二八世家、忠烈王元年(一二七五年)条には、「爾國諸王氏、娶同姓此

何理也」という記事がある。これは、元の使者が高麗王室の同姓婚を非難した内容である。

(11) 青木清・前掲論文(韓国における伝統的家族制度について)三〇五頁。

(12) 金斗憲・前掲書四三五頁参照。

(13) 汎女性家族法改正促進会「民法第四編親族第五編相続改正法案及び理由書」(一九七四)参照。

(14) その当時与党であった民主共和党は、翌年の国会議員選挙における女性の票を意識して、保守派の反対が強くない部分だけを選んで改正した。

(15) 私は、一九七七年の改正案作成にも深く関与したのであるが、今回の改正に当たっては、発議議員の代表である金長淑議員の請託によって、改正案を作成した。

(16) 金嘯洙「家族法改正論議」司法行政(ソウル)三四八号(一九八九年二月)一四頁参照。

(17) 改正案を作成した私をはじめとして、女性団体の代表と保守派(儒林)の代表者が、意見を陳述し、同姓同本不婚制度の廃止論に関連して遺伝学者の意見も聴取した。

(18) 例えば、一九九〇年の改正により、後見人が未成年者の養子縁組に同意をする場合、家庭法院の許可を受けることになったが(民法八七一条)、他方、一五歳未満の代諾縁組の場合、従来必要とされていた親族会の同意が改正により不要とされ(改正案は、未成年者の養子縁組の場合は家庭法院の許可を得るようにしていたため、親族会の同意を削除することにしたのであった。しかし、「代案」によって、未成年者の養子縁組の場合、家庭法院の許可を必要とする改

正案は採択されなかった)、法定代理人の代諾のみでよいことになった(民法八六九条)。この規定は法定代理人である後見人にも適用されるため、親権者のいない一五歳未満の養子縁組は後見人の代諾だけで成立することになる。これは、家庭法院の許可を要求する一五歳以上の養子縁組の場合との間で明らかに均衡を失うものである。両者を比較すれば、一五歳未満の場合こそ後見の機能を果たす家庭法院の許可を必要とすべきである。そこで、私は、前述の八七一条を類推適用して、後見人が代諾する場合も家庭法院の許可を得るべきであると解しなければならぬと考える。

改正前は、戸主となった養子は離縁(罷養)することができなかったが(旧八九八条二項)、今回の改正により、この規定が削除されたため、養子である戸主の離縁によって、戸主承継が開始されるべきであるから、これを戸主承継開始原因に規定されるべきであるのに、落としている(民法九八〇条参照)。

相続人缺格事由に「養子に関する遺言または遺言の撤回を妨害した者」(民法一〇〇四条三項)、「養子に関する遺言をさせた者」(同条四号)、「養子に関する遺言書を偽造、変造、破壊または隠匿した者」(同条五号)が掲記されているが、遺言養子が廃止されたため(旧八八〇条、この規定は当然者削除されるべきであったが、落としている)。

特別縁故者への相続財産の分与制度(民法一〇五七条の二)についても、論理的に整合しない点がある。同条三項によれば、この請求は相続債権者や受遺者に対する申出期間を定める一〇五六条の期間満了後二か月以内に行わなけれ

ばならないとされる。他方、一〇五七条は、一〇五六条の定める期間満了後に、最後の公告である相続人搜索の公告を行うことにしている。制度の趣旨から見れば、分与請求は、当然一〇五七条の定める公告期間が満了して相続人の不存在が法的に確定した後に行われるべきものである。そうであれば、この公告期間と同時期に分与請求期間を設定している一〇五七条の二第三項は明らかに不合理なものといえる。これは「一〇五七条の期間」と規定すべきものを誤って、「一〇五六条の期間」と規定してしまったものと考える（同旨韓瑋熙「改正相続法概説」月刊考試（ソウル）一九九〇年二月二六頁）。

(19) 金嘯洙「家族法の改正と残された問題」法律新聞（ソウル）一九二二号（一九九〇年二月一五日）三頁参照。

(20) 青木清「韓国家族法の改正―解説と訳―」月報司法書士二二二号（一九九〇年六月）一〇頁、同「韓国家族法の改正とわが国涉外事件への影響（上・中・下）」戸籍時報三九三号、三九五号、三九七号（一九九〇年二月、一九九一年二月、四月）、鄭鍾休「韓国における家族法の大改正（一・二）」民商法雑誌一〇二巻四号（一九九〇年七月）五〇一頁、五号（八月）六三二頁、同「生まれかわった韓国家族法」法学セミナー三五巻九号（一九九〇年九月）三五頁、小兒敏彦「韓国の家族法改正をめぐる」ジュリスト九八八号（一九九一年一〇月一五日号）等。

(21) 金嘯洙・親族・相続法―家族法―（第四全訂版）（ソウル・一九九〇年）二二〇頁以下参照。

(22) ドイツ民法一六三四条は、「①身上監護が帰属されてい

ない父母の一方は、子と個人的に交渉する権限を持つ。身上監護が帰属していない父母の一方と身上監護者は子と他方との関係を侵害するかまたは教育を妨げてはいけない。②家庭裁判所は前項の権限の範囲を決定し、また第三者に対するその行使に対しても詳細な決定をすることができる。決定がないときには、身上監護がない父母の一方は、交渉の存続期間中には一六三二条二項による権利を行使することとする。家庭裁判所は、子の福利のために必要ときは、その権限を制限するかまたは排除することができる。③身上監護が帰属していない父母の一方は、正当な利益があるときは、身上監護者に対して、子の身上の状況について報告を請求することができる。但し、報告の提供が子の福利と一致するときに限る。報告に関する権利についての争いに関しては後見裁判所が決定する。④身上監護が父母に帰属して、かつ父母が単に一時的でない別居をしているときには、前三項が準用される」と規定している。フランス民法二八八条は、「①子の監護を委任されていない夫婦の一方は子の養育と教育を監督する権利を持つ。その者は子の養育と教育をその収入に比例して負担する。②面接する権利と宿泊させる権利は重大な事由がない限り、その者に対して拒否することができない」と規定している。イギリスにおいては、未成年者後見法九条が「裁判所は、子の母（一九二八年以後は父も同様）の請求によって子の福利、父母の行為、父と同様母の意思を考慮して、その子の監護と父母の子に対する面接権に関して適當であると考えられる命令をすることができ」と規定している。

- (23) 金嘯洙・親族・相続法―家族法―(第三全訂増補版) (ソウル・一九九〇年) 二〇五頁参照。
- (24) ソウル高等法院判決一九八七年二月二三日八六八三一一三(判例評釈金嘯洙法律新聞(ソウル)一九九〇年五月二四日)。
- (25) 面接交渉権の法的性質に関する学説に関しては、日本文献として、田中実「面接交渉権」現代家族法大系二所収二五八頁、石川稔「離婚による非監護親の面接交渉権」家族法の理論と実務(別冊判例タイムズ)二八六頁、久貴忠彦「面接交渉覚書」阪大法學六三三号一一七頁等参照。
- (26) 金嘯洙・前掲書(第四全訂版)二二二頁。
- (27) 金嘯洙「面接交渉権」家族法學論叢(朴秉濠教授還甲記念論文集(1))(ソウル)一九九一年、二二八頁参照。
- (28) 嫡母とは婚姻外の子の父の法律上の配偶者であって、一九九〇年の改正前は、嫡母と婚姻外の子の間は法定母子関係として認めていた(旧七七四条)。しかし、この嫡母庶子関係の規定は削除された。
- (29) 父母の意見が一致しない場合に、当事者の請求によって家庭法院が親権行使者を定めると改めたことについて、「意見が不一致のさいには父の意思による」との但書を削除する程度に止めたほうが望ましかったのかも知れない」という見解があるが(鄭鍾休・前掲論文五二八頁参照)、韓国民法においては、離婚後の共同親権が可能であると解されるため、子の福利の見地から父母の意見が一致しない場合には、家庭法院の関与が必要であると考ええる。
- (30) Entscheidung des Bundesverfassungsgerichts vom 3.

韓国家族法とその改正について(金)

- 11 1982, BGB, I S. 1596; NJW 1982, S. 983; NJW 1980, S. 2419; U. Diederichsen, "Die Neuregelung des Rechts der elterlichen Sorge", NJW 1980, S. 9.
- (12) Freed & Walker, "Family Law in the Fifty States: An Overview" Family Law Quarterly, Vol. 24, No.4 (1991), Table 4, at 365.
- (32) J.E.Trost & O. Hultaker, "Legal Changes and the Role of Fathers: Swedish Experience", in R.A.Lewis & M.B.Sasaman (ed.), Men's Changing Role in the Family (N.Y.: Haworth, 1986).
- (33) 金嘯洙・前掲書四七三頁参照。
- (34) 大法院判決一九四六年一〇月一日四二七九民上三三三三・判例総覧(親族・相続)三五五頁、同一九七〇年四月一六日六九タ一二四・大法院判決集一八卷一輯民事三二四頁など。
- (35) 無後とは家を継ぐ戸主相続人がない場合をいう。
- (36) 大法院判決一九七二年二月二九日七一三〇七・金嘯洙・註釈判例家族法九三三頁は「女戸主が死亡して無後家になった場合、その相続財産は亡夫の血族でない女戸主の直系卑属に相続されるのではなく、亡夫の出嫁女子に相続される」と判示している。
- (37) 大法院判決一九六二年三月二二日四二一九四民上八三三・前掲註釈判例家族法九五六頁。
- (38) 大法院判決一九七九年二月二七日七八タ一九七九・判例月報一〇九号一四頁。
- (39) 日本民法とヨーロッパ諸国の立法例によれば、配偶者

の相続権は、子以下の血族的相続人のそれとは性格を異にするから、複数の血族的相続人の間に起きた事項は、原則として配偶者の相続権に影響しないと解する「配偶者別格原則」が採択されているのであるが、韓国民法においては、このような原則を採用していない。例えば、血族的共同相続人の一人が相続を放棄した場合、配偶者の相続分はその割合によって増加されると解される（金嘯洙・前掲書五八七頁参照）。

(40) 経国大典刑典私賤條には、「父母奴婢承重子加五分之一衆子女平分」と規定されている。

(41) 経国大典刑典私賤條には、「良妻子女七分之一賤妻子女十分之一」と規定されている。

(42) 慣習調査報告書一七一問三六〇頁、民事慣習回答彙集四二八頁―四三三頁、昭和一〇年五月二七日朝鮮總督府中樞院議長回答、司法協会雑誌一四卷七号九二頁。

(43) 民事慣習回答彙集一三三頁。

(44) 民事慣習回答彙集一三五頁及び一四一頁、昭和一〇年五月二七日朝鮮總督府中樞院議長回答、司法協会雑誌一四卷七号九二頁。

(45) 経国大典刑典に規定された均分相続制度が一六〇〇年代中葉から崩れ始めた。すなわち、一七〇〇年中葉までは均分相続制を守る家族が多かったのであるが、長男優遇・男女差別、男子均分・女子差別等、子女の身分にしたがって差別相続をする家族が増える傾向が現れてきた。一七〇〇年中葉からは、長男優遇・女子差別の傾向が現れてきている（崔在錫「朝鮮時代の相続制に関する考察」歴史学報（ソウル）

五三・五四合集（一九七二）参照。

(46) 直系卑属女子に対しては、嫁に行くとき、生前贈与したので、死亡に因る相続のときは、特別受益者として除外されずに過ぎない。

(47) 諸国の立法例は、配偶者の相続分は、相続財産の二分の一というように、相続財産に対する比率になっている（日本民法九〇条、ドイツ民法一九三二条・一九三三条、フランス民法七六七条、スイス民法四六二条など参照）。

(48) 鄭光鉉「庶子女の民法上の地位」考試界（ソウル）三卷一号参照。

〔追記〕

本稿は、国際交流基金のフェローシップによるものである。